

件

名

亀山市税条例等の一部を改正する条例

総合政策部  
税務課

### 1 制定・改廃の背景と趣旨

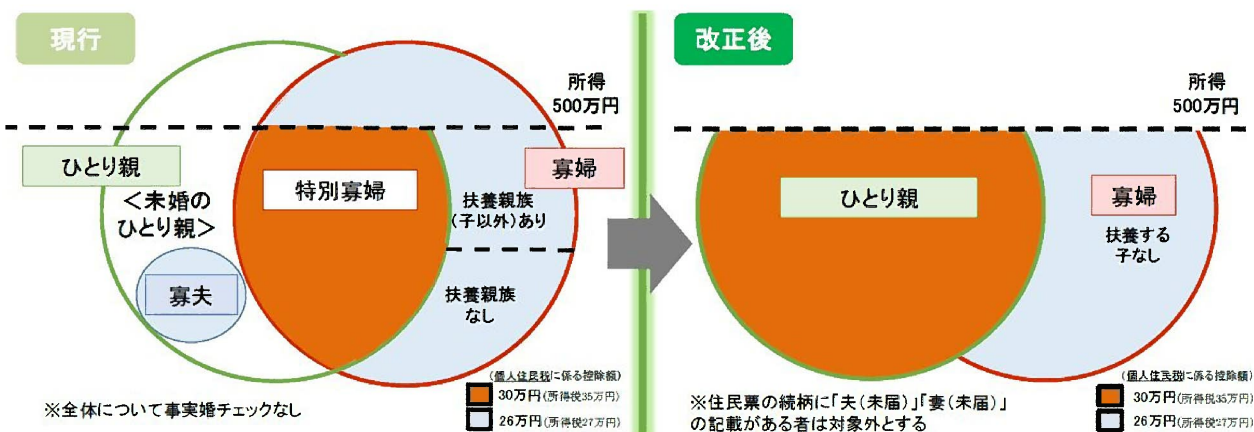
地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）により地方税法が改正されたこと等に伴い、所要の改正を行うものです。

### 2 改正内容

《第1条による改正》

#### 市民税関係

(1) ひとり親（現に婚姻をしていない者等で、一定の要件を満たすもの）に対する所得控除が新設され、寡婦（寡夫）控除の見直しが行われたことに伴う規定の整理を行います。 <第13条、第18条及び第26条関係>



上記に伴い、現行(令和元年度改正後)の寡婦、寡夫、単身児童扶養者(児童扶養手当を受給している18歳以下の児童の父又は母)に対する個人住民税の人的非課税措置を見直し(注)、ひとり親及び寡婦(ひとり親を除く)を対象とする。  
※人的非課税措置の対象は前年の合計所得金額135万円以下の者

〔表中の数字は個人住民税に係る所得控除の額(万円)〕

		現行				改正後					
		寡婦(寡夫)控除				寡婦控除		ひとり親控除			
配偶関係	本人所得	死別	死別	離別	離別	死別	死別	離別	離別	未婚のひとり親	
		~500万	500万~	~500万	500万~	~500万	500万~	~500万	500万~	~500万円	
本人が女性	本人所得	~500万	500万~	~500万	500万~	~500万	500万~	~500万	500万~	~500万円	
	扶養親族	有子	30	26	30	26	30	—	30	—	30
		子以外	26	26	26	26	26	—	26	—	—
無	26	—	—	—	—	26	—	—	—	—	
本人が男性	本人所得	~500万	500万~	~500万	500万~	~500万	500万~	~500万	500万~	~500万円	
	扶養親族	有子	26	—	26	—	30	—	30	—	30
		子以外	—	—	—	—	—	—	—	—	—
無	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	

※合計所得金額500万円=年収678万円

※住民票の続柄に「夫(未届)」「妻(未届)」の記載がある者は対象外とする

(2) 給与所得者及び公的年金等受給者の扶養親族等申告書について、当該給与所得者又は公的年金等受給者が単身児童扶養者である場合には、その旨の記載を不要とします。 <第27条の2及び第27条の3関係>

(3) 法人市民税の納期限の延長の適用を受けた場合の延滞金の割合は、各年の平均貸付割合に年0.5%を加算した割合が年7.3%に満たない場合には、その年中においては、その年における当該加算した割合とします。

<附則第7条及び附則第8条関係>

(4) 肉用牛の売却による事業所得の課税の特例適用期限を3年延長し、令和6年度までとします。 <附則第15条関係>

(5) 長期譲渡所得の金額から控除する金額に、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第35条の3第1項の規定（低未利用土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の特別控除）の適用により控除する金額を加えます。

<附則第32条関係>

(6) 優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例適用期限を3年延長し、令和5年度までとします。

<附則第33条関係>

#### 固定資産税関係

(7) 住民票、戸籍等の公簿上の調査を尽くしてもなお固定資産の所有者の存在が不明である場合には、あらかじめ使用者に通知した上で使用者を所有者とみなして、固定資産課税台帳に登録し、固定資産税を課することができるものとします。また、震災等の事由により所有者の存在が不明である場合に使用者を所有者とみなして固定資産税を課するときについても、同様に通知しなければならないものとします。 <第59条関係>

(8) 登記簿上の所有者が死亡し、相続登記がされるまでの間において、現に所有している者は、現所有者であることを知った日の翌日から3月を経過した日までに、氏名、住所等必要な事項を記載した申告書を市長に提出しなければならないものとします。この場合において、申告すべき事項について正当な理由がなく申告をしなかったときは、固定資産税における他の申告と同様に過料を科すものとします。

<新第84条の2及び第85条関係>

(9) 地方団体が課税標準の特例措置の内容を条例で定めることができる地域決定型地方税制特例措置<通称：わがまち特例>について、次のとおり規定を整備します。 <附則第17条及び附則第17条の2関係>

ア 特定再生可能エネルギー発電設備のうち水力発電設備（出力5,000kw以上のもの）に係る特例措置の適用期間が、参酌することとされている特例割合を見直した上で延長されたことから、令和2年4月1日から令和4年3月31日までの間に新たに取得した当該設備に係る固定資産税の課税標準の特例割合は、参酌することとされている特例割合に基づき4分の3とします。

○取得期間：平成30年4月1日～令和2年3月31日

対象設備	特例割合	参酌することとされている特例割合
水力発電設備 (出力5,000kw以上)	3分の2	3分の2 (2分の1以上6分の5以下)



○取得期間：令和2年4月1日～令和4年3月31日

対象設備	特例割合	参酌することとされている特例割合
水力発電設備 (出力5,000kw以上)	4分の3	4分の3 (12分の7以上12分の11以下)

イ 中小事業者等が新型コロナウイルス感染症の影響を受けながらも、令和2年4月30日から令和3年3月31日までの間に認定先端設備等導入計画に従って新たに取得した先端設備等に該当する事業用家屋と構築物に係る固定資産税の課税標準の特例割合は、参酌することとされている特例割合に基づき零とします。

○取得期間：令和2年4月30日～令和3年3月31日

対象設備等	特例割合	参酌することとされている特例割合
認定先端設備等導入計画に従って取得した先端設備等	零	零以上2分の1以下

ウ 特例措置の適用期間が終了したことから、次の施設等に係る固定資産税の課税標準の特例割合を定める規定を削除します。

- ①大気汚染防止法に規定する指定物質の排出抑制施設
- ②都市再生特別措置法に規定する認定誘導事業者が認定誘導事業により新たに取得した一定の公共施設等の用に供する家屋及び償却資産

#### 軽自動車税関係

(10) 新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の措置として、令和元年10月1日から令和2年9月30日までの間に取得した3輪以上の乗用の軽自動車（自家用）の環境性能割を非課税とし、又は税率を軽減する特例について、対象となる取得期間を半年間延長し、令和3年3月31日までとします。 <附則第29条の2関係>

#### 市たばこ税関係

(11) 令和2年10月1日から令和3年9月30日までの間において、1本当たりの重量が0.7g未満の葉巻たばこの本数の算定については、当該葉巻たばこの1本をもって紙巻たばこの0.7本に換算するものとします。

<第101条関係>

(12) 卸売販売業者等が輸出又は輸出の目的で行われる輸出業者に対する売渡し等をする場合は、たばこ税の申告書に課税免除の適用を受けようとするたばこ税額を記載し、かつ、課税免除事由に該当することを証するに足りる書類を保存している場合に限り、課税免除するものとします。

<第103条及び第105条関係>

#### その他

(13) 徴収猶予に関する手続等のうち条例で定めることとされている事項に関する規定は、新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例に係る手続等のうち条例で定めることとされた事項について準用します。

<新附則第45条関係>

(14) 地方税法の一部改正に伴う規定の整理を行います。

<第27条、第43条、第66条、第66条の2、第116条、附則第10条、附則第14条の2の2、附則第20条から附則第22条まで、附則第24条、附則第29条及び附則第44条関係>

《第2条による改正》

市民税関係

- (1) 通算法人に係る法人税割の課税標準を法人税額とし、通算対象欠損金額がある場合等に一定の調整を行うこととなったことに伴う規定の整理を行います。

＜第10条から第12条まで、第16条、第43条、第44条、第46条及び附則第7条関係＞

※ 通算法人とは、完全支配関係にある企業グループ内の各法人を納税単位として、各法人が個別に法人税額の計算及び申告を行い、その中で、損益通算等の調整を行う制度（グループ通算制度）の適用を受けている当該各法人をいいます。

- (2) 令和2年2月1日から令和3年1月31日までの間に開催し、又は開催する予定であったイベントが新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するため規模を縮小し、又は中止し、若しくは延期したことにより生じた入場料金等の払戻請求権の全部又は一部を放棄した場合には、その金額に相当する金額の合計金額（20万円を超える場合は、20万円）の寄附金を支出したものとみなして、寄附金税額控除の規定を適用します。

＜新附則第46条関係＞

- (3) 新型コロナウイルス感染症等の影響により入居が遅れた場合における住宅借入金等特別控除の適用については、その入居期限を1年間延長することとされたことから、住宅借入金等特別税額控除の適用期間を1年間延長し、令和16年度分までとします。 <新附則第47条関係>

市たばこ税関係

- (4) 令和3年10月1日以後において、1本当たりの重量が1g未満の葉巻たばこの本数の算定については、当該葉巻たばこの1本をもって紙巻たばこの1本に換算するものとします。 <第101条関係>

その他

- (5) 地方税法の一部改正に伴う規定の整理を行います。

＜附則第17条及び附則第17条の2関係＞

#### 《第3条による改正》

第1条の規定による亀山市税条例の一部改正に伴い、令和元年6月27日に公布した亀山市税条例等の一部を改正する条例（令和元年亀山市条例第3号）について、関係する条項の整理を行います。

＜令和元年改正条例第10条、改正附則第1条、改正附則第3条及び改正附則第4条関係＞

### 3 その他

(1) 施行日は、公布の日とします。ただし、一部の規定の施行日等は、次のとおりとします。

#### 《第1条による改正》

葉巻たばこの1本をもって紙巻たばこの0.7本に換算する規定の施行日は、令和2年10月1日とし、同日前に課した、又は課すべきであった葉巻たばこに係る市たばこ税については、なお従前の例によるとする経過措置を設けます。

ひとり親に対する所得控除の新設等に伴う整理を行う規定の施行日は、令和3年1月1日とし、令和3年度以後の年度分の個人市民税について適用します。

法人市民税の納期限の延長の適用を受けた場合の延滞金の割合に関する規定の施行日は、令和3年1月1日とし、同日以後の期間に対応する延滞金について適用します。

長期譲渡所得の金額から控除する金額に低未利用土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の特別控除の適用により控除する金額を加える規定の施行日は、令和3年1月1日とします。

給与所得者及び公的年金等受給者の扶養親族等申告書に関する規定は、施行日以後に支払を受けるべき給与等について適用します。

固定資産の所有者の存在が不明である場合に、使用者を所有者とみなして固定資産税を課することができるとする規定は、令和3年度以後の年度分の固定資産税について適用します。



相続登記がされるまでの間において、現に所有している者が提出しなければならない申告に関する規定は、本条例の施行日以後に、現に所有している者であることを知った者について適用します。

令和2年3月31日までに新たに取得されたわがまち特例の対象となる施設等に対して課する固定資産税については、なお従前の例による経過措置を設けます。

《第2条による改正》

入場料金等の払戻請求権の放棄に係る寄附金税額控除に関する規定、住宅借入金等特別税額控除の適用期間を延長する規定及び地方税法の一部改正に伴う整理規定の施行日は、令和3年1月1日とします。

葉巻たばこの1本をもって紙巻たばこの1本に換算する規定の施行日は、令和3年10月1日とし、同日前に課した、又は課すべきであった葉巻たばこに係る市たばこ税については、なお従前の例による経過措置を設けます。

通算法人に係る法人税割の課税標準を法人税額とすること等に伴う整理を行う規定の施行日は、令和4年4月1日とし、同日以後に開始する事業年度分の法人市民税について適用します。

- (2) 附則において、平成27年6月30日に公布した亀山市税条例等の一部を改正する条例（平成27年亀山市税条例第26号）、平成29年6月27日に公布した亀山市税条例の一部を改正する条例（平成29年亀山市条例第17号）、平成30年6月28日に公布した亀山市税条例等の一部を改正する条例（平成30年亀山市条例第22号）及び平成30年12月26日に公布した亀山市税条例の一部を改正する条例（平成30年亀山市条例第35号）の一部を改正し、地方税法の一部改正に伴う規定の整理を行います。

件名	亀山市都市計画税条例の一部を改正する条例	総合政策部 税務課
<p><b>1 制定・改廃の背景と趣旨</b></p> <p>地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）により地方税法が改正されたこと等に伴い、所要の改正を行うものです。</p> <p><b>2 改正内容</b></p> <p>《第1条による改正》</p> <p>（1）地域決定型地方税制特例措置〈通称：わがまち特例〉の適用期間が終了したことから、都市再生特別措置法に規定する認定誘導事業者が認定誘導事業により新たに取得した一定の公共施設等の用に供する家屋に係る都市計画税の課税標準の特例割合を定める規定を削除します。</p> <p style="text-align: right;">＜附則第5項関係＞</p> <p>（2）地方税法の一部改正に伴う規定の整理を行います。</p> <p style="text-align: right;">＜第2条、附則第6項から附則第15項まで関係＞</p> <p>《第2条による改正》</p> <p>地方税法の一部改正に伴う規定の整理を行います。 ＜附則第14項関係＞</p> <p><b>3 その他</b></p> <p>（1）施行日は、公布の日とし、令和2年度以後の年度分の都市計画税について適用します。ただし、第2条による改正の施行日は、令和3年1月1日とします。</p> <p>（2）令和2年3月31日までに新たに取得されたわがまち特例の対象となる家屋に対して課する都市計画税については、なお従前の例によるとする経過措置を設けます。</p>		



件名	亀山市手数料条例の一部を改正する条例	生活文化部 市民課
----	--------------------	--------------

## 1 制定・改廃の背景と趣旨

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第16号。以下「デジタル手続法」といいます。）により住民基本台帳法が改正され、除票の写し等の交付に関する規定が整備されたことから、所要の改正を行うものです。

また、デジタル手続法により行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律が改正され、通知カードが廃止となったことに伴い、市における通知カードの再交付は行わないこととなったことから、所要の改正を行うものです。

## 2 改正内容

### 《第1条による改正》

証明等関係手数料について、次のとおり改めることとします。

＜別表第1関係＞

(1) 住民票の写し又は戸籍の附票の写しの交付に係る手数料の規定に、除票の写し及び戸籍の附票の除票の写しを加えます。

※ これにより、除票の写し及び戸籍の附票の除票の写しの交付に係る手数料は、住民票の写し等の交付に係る手数料と同額（300円）となります。

(2) 住民票記載事項証明書の交付に係る手数料の規定に、除票記載事項証明書を加えます。

※ これにより、除票記載事項証明書の交付に係る手数料は、住民票記載事項証明書の交付に係る手数料と同額（300円）となります。

(3) 通知カードの再交付に係る手数料の規定を削ります。

### 《第2条による改正》

戸籍の附票の写し及び戸籍の附票の除票の写しについて、戸籍の附票の記載事項の全部又は一部が表示された写しを交付することができることとなることに伴う規定の整理を行います。 ＜別表第1関係＞

### 3 その他

第1条による改正の施行日は公布の日とし、第2条による改正の施行日はデジタル手続法附則第1条第9号に掲げる規定の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日とします。

件名	亀山市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	健康福祉部 子ども未来課
<p>1 制定・改廃の背景と趣旨</p> <p>放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令（令和2年厚生労働省令第21号）により放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準が改正され、及び放課後児童健全育成事業実施要綱（平成27年5月21日付け雇児発0521第8号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）における放課後児童支援員の要件が見直されたことから、所要の改正を行うものです。</p> <p>2 改正内容</p> <p>（1）放課後児童支援員の研修（以下「認定資格研修」といいます。）の実施主体について、中核市の長を加えることとします。 &lt;第10条関係&gt;</p> <p>（2）放課後児童支援員は認定資格研修を修了した者（以下「研修修了者」といいます。）でなければならないとする規定について、現在、平成32年（令和2年）3月31日までの間、同日までに認定資格研修を修了することを予定している者を研修修了者に含むとする経過措置を設けていますが、これを、令和5年3月31日までの間、同日までに認定資格研修を修了することを予定している者を研修修了者に含むとする経過措置に改めることとします。 &lt;附則第3条関係&gt;</p> <p>3 その他</p> <p>施行日は、公布の日とします。</p>		

件名	亀山市国民健康保険条例の一部を改正する条例	生活文化都市市民課
----	-----------------------	-----------

## 1 制定・改廃の背景と趣旨

令和2年3月10日に国の新型コロナウイルス感染症対策本部が決定しました「新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策－第2弾－」により、政府の対応指針が示され、その施策の中に傷病手当金の取扱いの明確化や周知徹底が盛り込まれました。

この緊急対応策を受け、厚生労働省から市町村等に対して傷病手当金の支給を行うことを検討するよう要請がなされたことから、労働者が新型コロナウイルス感染症に感染した場合に休みやすい環境を整備し、その更なる感染拡大を防止するため、一定の要件を満たした被保険者に対して傷病手当金を支給することができるよう、所要の改正を行うものです。

## 2 改正内容

新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者に係る傷病手当金の規定を新たに設けることとします。 <新第5条の2から新第5条の4まで関係>

- (1) 対象者は、給与の支払いを受けている被用者で、新型コロナウイルス感染症に感染した者又は発熱等の症状があり新型コロナウイルス感染症の感染が疑われる者としてします。
- (2) 支給日数は、労務に服することができなかつた日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間のうち労務に就くことを予定していた日数とします。ただし、給与等の全部又は一部を受けることができる者に対しては、これを受けることができる期間は、傷病手当金を支給せず、その受けとることができる給与等の額が、この規定により算定される傷病手当金の額より少ないときは、その差額を支給します。
- (3) 支給額は、直近の継続した3月間の給与収入の合計額を就労日数で除した金額×2/3×日数とします。
- (4) 支給期間は、支給開始日から起算して最長1年6月までとします。

### 3 その他

施行日は、公布の日とし、傷病手当金の支給を始める日が令和2年1月1日から同年9月30日以後の規則で定める日までの間にある場合について適用することとします。

<p>件名</p>	<p>亀山市後期高齢者医療に関する 条例の一部を改正する条例</p>	<p>生活文化部 市民課</p>
<p>1 制定・改廃の背景と趣旨</p> <p>令和2年3月10日に国の新型コロナウイルス感染症対策本部が決定しました「新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策－第2弾－」を受け、三重県後期高齢者医療広域連合において、新型コロナウイルス感染症に感染した後期高齢者医療制度の被保険者に係る傷病手当金の支給に関する規定の整備等が行われたことから、所要の改正を行うものです。</p> <p>2 改正内容</p> <p>市において行う事務に、傷病手当金の支給に係る申請書の提出の受付を加えます。 &lt;第2条関係&gt;</p> <p>3 その他</p> <p>施行日は、公布の日とします。</p>		